

令和8年度第2回新規畑人資金支援事業(就農準備資金) 交付対象者公募要領

第1 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するためには、青年の新規就農者の拡大を図る必要があります。

一方で、新規に就農するにあたっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっており、青年の就農希望者が就農を躊躇する大きな要因の一つになっています。

このため、就農前の新規就農希望者に対して、新規畑人資金支援事業のうち就農準備資金(以下「資金」という。)を交付することで、青年の就農意欲の喚起を図り、青年新規就農者の拡大につなげます。

第2 事業内容

就農に向けて、県知事が認める研修機関等において研修を受ける者に対して、資金を交付します。

なお、研修機関等については、別紙1「新規畑人資金支援事業(就農準備資金)の対象となる研修機関等に関する受入基準」に定めます。

第3 応募要件

本事業に応募ができる者は、以下の要件を全て満たすものとします。

なお、交付の決定は、交付希望者のうち以下の要件を全て満たし、かつ本事業の趣旨に沿った優先度の高い者(就農意欲、経営リスク、生活費確保の必要性の観点から審査した結果、優先度が高いと判断される者)に対して、予算の範囲内で交付されることになりますので、あらかじめご了承ください。

- 1 就農予定時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 2 提出する研修計画(別紙様式第1号)が、次に掲げる基準に適合していること。
 - (1)「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業(研修農場の整備)における研修機関等の認定基準について」(令和7年3月31日付け6経営第3260号農林水産省経営局就農・女性課長通知)に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県知事が認め、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記6の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイトに公表された研修機関等で研修を受けること。
 - (2) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識の取得を図るものであること。
 - (3) 先進農家又は先進農業法人(以下「先進農家等」という。)で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - ア 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者をいう。以下同じ。)ではないこと。
 - イ 当該先進農家等と過去に雇用契約(短期間のパート及びアルバイトを除く。)を

- 結んでいないこと。
- ウ 当該先進農家等が、「新規畑人資金支援事業（就農準備資金）に係る県が認めた研修機関等の認定要領」（令和4年7月15日制定）の認定を受けること。
- （4）国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
- ア 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
- イ アの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- 3 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。また、農業法人等と過去に常勤の雇用契約を締結していないこと。
- 4 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- 5 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となること（以下「農業経営を継承」という。）又は独立・自営することを確約すること。
- 6 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあたっては、就農後（5の親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- 7 研修終了後に雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）する予定の場合には、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。
- 8 研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。
- 9 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。
- 10 研修期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。以下同じ。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

第4 交付額及び交付期間

資金の額は、交付期間1月につき1人あたり13.75万円（1年につき1人あたり最大165万円）とする。ただし、交付対象者が令和7年度以前に研修を開始している場合、令和7年度以前の研修に係る交付金額は、1月につき1人あたり12.5万円とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、第3の2の(4)の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

また、実際に交付される資金の額は、申請書類に記載された研修計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額と一致するとは限りません。

第5 応募方法等

1 申請書類の作成等

本事業に応募しようとする者は、次に掲げる申請書類を作成等してください。

【研修先が県の認めた研修機関（4機関）の場合】

- (1) 研修計画 (別紙様式第1号) ※1
- (2) 履歴書 (別紙様式第1号別添2)
- (3) 離職表の原本 (離職表の提示が可能な場合) ※2
- (4) 確約書(研修終了後1年以内に就農することが確実であると確認できる書類)
 - *独立・自営就農の場合 (別紙様式第1号別添5-2) 県独自様式
 - *親元就農の場合 (別紙様式第1号別添5)
 - *雇用就農の場合 (別紙様式第1号別添5-3) 県独自様式
- (5) 傷害保険証書の写し (別紙様式第1号別添6) ※3
- (6) 前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)
(別紙様式第1号別添7) ※4
- (7) 身分を証明する書類 (別紙様式第1号別添8)
- (8) 就農後5年以内に実現する農業経営の内容を明確化した農業経営改善計画書※5
- (9) 研修計画に関する確認表
 - *独立・自営就農の場合 (様式第2-1号)
 - *親元就農の場合 (様式第2-2号)
 - *雇用就農の場合 (様式第2-3号)
- (10) 個人情報の取扱いの確認 (様式第4号)
- (11) 暴力団排除に関する誓約書 (様式第5号)
- (12) 提出書類及び事業内容に関する確認書(様式第6号)
- (13) その他、知事が求める資料(令和8年所得証明書(令和7年分)、雇用保険の写し等)

※1 受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類添付。

※2 該当しない場合は、「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」等を提出。

※3 交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの(パンフレット等)を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出。

※4 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

※5 独立・自営就農及び親元就農の場合。参考様式参照

【先進農家等の場合】

- (1) 研修計画 (別紙様式第1号)
- (2) 研修実施計画 (別紙様式第1号別添1) ※1
- (3) 履歴書 (別紙様式第1号別添2)
- (4) 離職表の原本 (離職表の提示が可能な場合) ※2
- (5) 農業研修に関する確認書 (別紙様式第1号別添4)
- (6) 確約書(研修終了後1年以内に就農することが確実であると確認できる書類)
 - *独立・自営就農の場合 (別紙様式第1号別添5-2) 県独自様式
 - *親元就農の場合 (別紙様式第1号別添5)
 - *雇用就農の場合 (別紙様式第1号別添5-3) 県独自様式
- (7) 傷害保険証書の写し (別紙様式第1号別添6) ※3
- (8) 前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)
(別紙様式第1号別添7) ※4
- (9) 身分を証明する書類 (別紙様式第1号別添8)
- (10) 就農後5年以内に実現する農業経営の内容を明確化した農業経営改善計画書※5
- (11) 研修計画に関する確認表
 - *独立・自営就農の場合 (様式第2-1号)
 - *親元就農の場合 (様式第2-2号)
 - *雇用就農の場合 (様式第2-3号)
- (12) 先進農家・先進農業法人の概要について (様式第3号)
- (13) 個人情報の取扱の確認 (様式第4号)
- (14) 暴力団排除に関する誓約書 (様式第5号)
- (15) 提出書類及び事業内容に関する確認書 (様式第6号)
- (16) その他、知事が求める資料(令和8年所得証明書(令和7年分)、雇用保険の写し等)

※1 受講する研修のカリキュラム(研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等
が分かる研修実施計画)を添付。

※2 該当しない場合は、「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」等を提出

※3 交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容
がわかるもの(パンフレット等)を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に
提出。

※4 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が
該当。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観
点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

※5 独立・自営就農及び親元就農の場合。参考様式参照

2 申請書類の提出にあたっての注意事項

- (1) 申請書類は、様式に沿って正確に作成してください。
- (2) 申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、本要領等を熟
読のうえ、注意して作成してください。
- (3) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

(4) 申請書類の提出方法は、①～③の機関を経由して、県が本事業の業務を一部委託している公益財団法人沖縄県農業振興公社に提出することになります。

① 沖縄県立農業大学校の学生については、農業大学校に提出してください。

② 県が認定した研修教育施設の研修生については、研修教育施設に提出してください。

③ 先進農家等での研修予定者は、研修農地を所轄する農業改良普及センター又は農林水産振興センター農業改良普及課（以下、「普及指導機関」という）に提出してください。

なお、申請書を提出する際に普及指導機関の職員が申請書の内容等について確認しますので、午前9時から午後5時までの間に、事前に電話で予約の上、御持参願います。

(5) 提出後の申請書類については、原則として、資料の差替えは不可とし、採択の可否にかかわらず返却はしませんので、ご了承ください。

(6) 虚偽の申請を行った場合には、資金の返還を行っていただくこととなりますので、十分にご了知の上、ご注意ください。

第6 募集期間

令和8年9月7日(月)から10月2日(金) ※申請書は2日(金) 午後5時までに提出先必着

第7 募集人員(10名程度)

第8 資金交付対象者の決定

1 審査方法

提出された申請書類については、県営農支援課等において書類確認や面接による審査を行った後、県が別に定めるところにより設置する新規畑人資金支援事業就農準備資金交付検討委員会(以下「委員会」という。)における協議結果を踏まえ審査を行い、予算の範囲内において、交付対象とすべき者(以下「交付対象者」という。)を選定するものとします。面接の日程・会場は別途お知らせします。

面接では研修状況を確認しますので、面接当日に次に掲げる資料をご提出ください。

(令和8年10月2日時点で研修開始から2ヶ月未満の者を除く)

(1) 研修への参加状況が分かる資料(研修日誌、出席簿の写し等)

(2) 成績表(成績表の発行がある機関で研修する場合。成績表未発行の場合は提出不要)

2 審査結果の通知

審査結果については、審査が終了次第、速やかにすべての応募者に対して通知いたします。

3 資金の交付

公募から面接、審査、資金の交付まで5ヶ月程度を要します。ご了知願います。

第9 交付対象者の責務等

交付対象者は、研修計画等に掲げる研修を責任をもって受けるとともに、国実施要綱等で定める事項を遵守するものとします。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければなりませんので、ご承知おきください。

ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として、県が認めた場合は、この限りではありません。

【一部返還の場合】

- (1) 交付対象者の要件を満たさなくなった場合や研修を途中で中止又は休止した場合には、該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。
- (2) 県に対して、研修状況報告を行わなかった場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

【全額返還の場合】

- (1) 県等が行う研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと県が判断した場合。
- (2) 研修(継続研修を含む)終了後(研修中止後を含む。以下同じ。)1年以内に、原則50歳未満で独立・自営就農、親元就農又は雇用就農しなかった場合。
- (3) 第4のなお書きによる海外研修を実施した者が就農後5年以内に第3の2の(3)のアの農業経営を実現できなかった場合。
- (4) 親元就農をした者が、第3の5で確約したことを実施しなかった場合。
- (5) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。
- (6) 雇用就農をした者が、第3の7の要件を満たさなかった場合
- (7) 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍(第4のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。)又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。
- (8) 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で、就農報告、就農状況報告等を行わなかった場合
- (9) 虚偽の申請等を行った場合

第10 申請書類の提出先及び応募に関する問い合わせ先

【研修先が次の研修機関(4機関)の場合】

沖縄県立農業大学校

住所：〒904-1301 沖縄県宜野座村松田 2982-24

電話番号：098-923-2077 FAX 番号：098-923-2088

宜野座村農業後継者育成センター

住所：〒905-0019 沖縄県宜野座村字宜野座 1579-3
電話番号：098-968-6788 FAX 番号：098-2853

沖縄県花卉園芸農業協同組合農業後継者育成施設

研修地：インドネシア・東京都（太田市場）
名護市豊原 224-1
問合せ先：〒901-2569 沖縄県浦添市伊奈武瀬 1-10-1
電話番号：098-860-2268 FAX 番号：098-860-2223

沖縄県農業協同組合玉城農業後継者育成施設

研修地：沖縄県南城市字垣花 733
沖縄県名護市饒平名湧増 737
問合せ先：JAおきなわ農業振興本部 担い手サポートセンター
電話番号：098-831-5565 FAX番号：098-840-4018

【研修先が先進農家又は先進農業法人、市町村が運営する研修機関等の場合】

北部農林水産振興センター農業改良普及課

住所：〒905-0015 沖縄県名護市大南 1-13-11 北部合同庁舎 1F
電話番号：0980-52-2752 FAX 番号：0980-51-1013

中部農業改良普及センター

住所：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎2F
電話番号：098-894-6521 FAX番号：098-937-2502

南部農業改良普及センター

住所：〒901-1115 沖縄県島尻郡南風原町山川 517
電話番号：098-889-3515 FAX 番号：098-835-6010

宮古農林水産振興センター農業改良普及課

住所：〒906-0012 沖縄県宮古島市平良西里 1125 1F
電話番号：0980-72-3149 FAX 番号：0980-72-9751

八重山農林水産振興センター農業改良普及課

住所：〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里 438-1 八重山合同庁舎 2F
電話番号：0980-82-3497 FAX 番号：0980-82-4142

【本事業全体に関する相談窓口】

沖縄県農林水産部営農支援課営農担い手班

住所：〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 県庁 9 階
電話番号：098-866-2280 FAX 番号：098-866-2309

公益財団法人沖縄県農業振興公社

住所：〒901-1112 沖縄県南風原町字本部 453-3

電話番号：098-882-6801 FAX 番号：098-882-6818